

札幌ジュニアアマチュア無線クラブ会則

(名称)

第1条 本会は「札幌ジュニアアマチュア無線クラブ」という。

(事務所)

第2条 本会の事務所を JARL 北海道地方本部におく。

(目的)

第3条 本会は青少年のアマチュア無線を通じて、科学技術に対する興味と関心を高めることを目的とする。

(事業)

- 第4条
1. 青少年へのアマチュア無線の理解と参加を促進する事業。
 2. 会員相互の技術交流に関する事業。
 3. 会員の研修に関する事業。
 4. アマチュア無線を通じて地域に貢献する事業。
 5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員は、第4条の目的に賛同する個人をもって会員とする。会員の種別は次のとおりとする。

1. ジュニア会員 18歳以下の個人
2. シニア会員 19歳以上の個人
3. 賛助会員 本会の目的に賛同する個人

(会費)

第6条 本会の会員の会費は次の通りとする。

1. ジュニア会員 年額 1,000円
2. シニア会員 年額 3,000円 ※ただし学生は1,500円とする。
3. 賛助会員 年額 一口 10,000円

(役員)

第7条 本会には次の役員をおく。

1. 会長 ジュニア会員から1名
2. 副会長 ジュニア会員から1名

- 3. 理 事 若干名
- 4. 監 事 1 名
- 5. 会 計 1 名
- 6. 事務局長 1 名

(役員を選出)

第 8 条 本会の役員は会長、副会長、監事を総会において選出し、理事、会計、事務局長は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第 10 条 役員の任務は次のとおりにする。

- 1. 会 長 本会の事業を統括し、本会を代表する。
- 2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3. 理 事 理事会を組織し、本会の運営にあたる。
- 4. 監 事 会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 5. 会 計 本会の会計を担当する。
- 6. 事務局長 会務の事務と会報の発行にあたる。

(会議)

第 11 条 総会は会長が招集し、毎年 4 月に開催する。理事会は会長が必要に応じて招集する。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(会則の撤廃・変更)

第 13 条 会則の撤廃、変更は総会の議決を必要とする。

この会則は 2004 年 10 月 2 日から施行する。

2011 年 4 月 30 日より改正 (会費シニア学生)